

# ＜奨学金事業のQ&A＞

Q 平成30年8月～10月以外の留学は対象になりますか？

A いいえ、対象になりません。

今回は8月～10月の留学を対象としていますが、次回以降については、当財団ホームページ等でご確認ください。

Q まだ留学先の大学から受入の返事が来ていませんが、奨学金の申込はできますか？

A はい、できます。受入の返事が届き次第、速やかに当財団まで書類を提出して下さい。ただし、奨学金の決定が出た後に、留学が出来なくなった場合は奨学金の決定は取り消されます。

Q 奨学金はいつ頃振り込まれますか？

A 振り込みは留学の1カ月前頃を予定しています。奨学生決定後、必要書類がそろい次第、一括で振り込みます。

Q 仙台都市圏の地場企業等の定義は何ですか？

A 仙台都市圏に本社又は主たる事務所を置く株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、特許業務法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人のことを指します。支社又は事務所が仙台都市圏にあっても、本社又は主たる事務所が仙台都市圏外にある法人は含まれませんので、ご注意ください。

Q 奨学金全額返還免除となる仙台都市圏での創業とはどのようなことですか。

A 仙台都市圏で株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、特許業務法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人を設立し、事業を始めること又は、個人事業主として事業を始めることを指します。

Q 仙台都市圏での創業、地場企業等への就職をしても、36カ月経過するまでは奨学金を返済しなくてはならないのですか。

A いいえ、その期間は返還猶予の期間となります。ただし、返還猶予の申請が必要です。

Q 仙台都市圏の企業に就職後、36カ月(3年)以内に転職・失業した場合、返還はどうなりますか？

A 仙台都市圏の企業へ転職した場合、通算36カ月に達し次第、返還免除の適用となります。

仙台都市圏以外への転職、または失業した場合、その期間については奨学金の返還をして頂きますが、仙台都市圏の企業へ再就職した場合は、通算36カ月の返還免除期間に達すると返還免除となります。ただし、失業中などに財団へ返還した奨学金は、返還免除の対象外となります。

Q 仙台都市圏の企業での派遣登録やアルバイトも返還免除の対象になりますか？

A いいえ、なりません。

原則、正社員としての就職が返還免除の対象です。詳細については財団までご相談ください。

Q 応募要件に「学業を継続する者」とありますが、帰国後、卒業せずに創業する場合は申し込みはできますか？

A はい、大丈夫です。

原則は「学業を継続する者」ですが、創業などの理由があれば、申し込みができます。詳細については財団までご相談ください。

＜問合せ先＞ (公財)仙台市産業振興事業団

〒980-6107 仙台市青葉区中央1-3-1 AER7F

TEL:022-724-1116 FAX:022-715-8205 HP:<http://www.siip.city.sendai.jp/>